

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和元年11月6日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900121号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900006号

## 第1 結論

請求期間②のうち昭和50年3月から昭和51年6月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年5月から昭和47年3月まで  
② 昭和48年4月から昭和51年6月まで

請求期間①について、私は、A大学の3年生か4年生のときに、父親から20歳まで遡って保険料をまとめて納付することができる旨の電話があり、父親から振り込まれた現金を金融機関から引き出し、B県内の市役所又は年金事務所(請求期間①当時は社会保険事務所)で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した記憶がある。また、請求期間②について、C市の実家で父親が私の保険料を納付していたかもしれないので、調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月6日にC市に対して払い出されたことが確認できる。また、当該手帳記号番号払出簿に記載されている請求者の前後の任意加入被保険者に係るオンライン記録により確認できる資格取得年月日から、請求者が国民年金の加入手続きを行ったのは、昭和53年9月頃と推認できる。

請求期間②のうち昭和50年3月から昭和51年6月までの期間について、請求者のD市に係る国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、当該期間の保険料が納付されたことを示す印が確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、請求者は昭和 50 年 3 月 31 日から昭和 54 年 5 月 19 日までの期間について強制加入被保険者として国民年金に加入していたことが確認できる上、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和 53 年 9 月において、請求期間②は第 3 回特例納付により保険料を納付することが可能な期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②のうち昭和 50 年 3 月から昭和 51 年 6 月までの期間に係る保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者に係る D 市の国民年金被保険者名簿、E 市の年度別納付状況リスト、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和 50 年 3 月 31 日であることが確認でき、請求期間①は国民年金の未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、A 大学から提出された在籍期間証明書によると、請求者は同大学に昭和 43 年 4 月から昭和 47 年 3 月まで在籍していたことが確認できるところ、請求期間①当時、20 歳以上の学生は国民年金の任意加入対象者であり、国民年金任意加入被保険者は加入の申出をした日に被保険者資格を取得することから、請求者は、国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和 53 年 9 月の時点では、制度上、遡って請求期間①に係る被保険者資格を取得することはできない。

請求期間②のうち昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 2 月までの期間について、前述のとおり、請求者の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和 50 年 3 月 31 日であることが確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、請求期間①及び請求期間②のうち昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 2 月までの期間について、請求者が国民年金に加入していたことが確認できる資料は見当たらない上、請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間①及び②当時の状況について聴取することができない。

さらに、請求者について、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、氏名検索を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間①及び請求期間②のうち昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 2 月までの期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び請求期間②のうち昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 2 月まで

の期間に係る保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900119号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900026号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されているが、当該記録を取り消し、平成28年4月から同年7月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成28年4月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者のA社における平成28年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から同年11月までの標準報酬月額については、16万円を17万円とする。

平成28年9月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成4年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年4月1日から同年8月1日まで  
② 平成28年9月1日から同年12月1日まで

請求期間①について、私は、育児休業終了予定年月日より前の平成28年4月1日にA社に復職したが、事業主が健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了

届（以下「育児休業終了届」という。）を厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の徴収権が時効により消滅した後に提出したため、国の記録では、請求期間①は保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされている。

請求期間①に係る保険料が給与から控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、A社が健康保険厚生年金保険報酬月額変更届（以下「報酬月額変更届」という。）を保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出したため、国の記録では、訂正後の標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされている。訂正前の標準報酬月額に見合う保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたので、請求期間②に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求期間①を含む平成 27 年\*月\*日から平成 28 年\*月\*日までの期間は、当初、育児休業期間とされており、保険料の徴収の免除期間であったが、請求者の育児休業終了年月日を平成 28 年 3 月 31 日とする育児休業終了届が、請求期間①に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 4 月 15 日に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る出勤簿、賃金台帳及び事業主の回答によると、請求者が平成 28 年 4 月 1 日に育児休業を終えて復職し、請求期間①も継続して勤務していたこと及び請求期間①に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者の育児休業終了届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 16 万

円と記録されていたが、請求期間②に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 31 年 4 月 15 日に、平成 28 年 9 月を改定月とする報酬月額変更届が A 社から年金事務所に提出され、これに基づき、請求期間②に係る標準報酬月額は、19 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

また、上記貸金台帳及び事業主の回答により、請求期間②に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（19 万円）及び保険料控除額に見合う標準報酬月額（17 万円）は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額（16 万円）より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記貸金台帳により確認できる保険料控除額から 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者の報酬月額変更届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 31 年 4 月 15 日に年金事務所に対して提出していることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る訂正後の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。